

統計データの二次的利用促進に関する研究会の 今後の検討及びそのスケジュールについて（案）

平成 23 年 4 月 26 日
統計データの二次的利用促進に関する研究会

1. 研究会の検討の基本的な進め方

諸外国の取組事例などを参考としつつ、検討のアプローチとして、例えば、次のような具体的な場合を前提として設定し検討を進める。

- ① 我が国の匿名データは、研究目的等に限られているが、諸外国の中には、強度の匿名化処理を行った上で利用に制限を設けない「パブリックユースファイル」を提供する国が見受けられ、例えば、研究目的用の匿名データに加えて、このような強度の匿名処理を行った「パブリックユースファイル」を導入することとした場合
- ② 我が国のオーダーメード集計は、利用者が集計仕様を示した後に集計作業を行う仕組みになっているが、例えば、諸外国の中にみられるプログラム送付型のリモートアクセスなど他の形態による集計を導入することとした場合
- ③ 加工しない調査票情報の利用に関し、諸外国の中には、使用場所の制限（いわゆる「オンサイト利用」）、宣誓・非常勤職員化など、我が国よりも厳しい管理や制限が措置されていることから、二次的利用の範囲を拡大する一方で、我が国においても、オンサイト利用など、リスクをさらに低減させる措置等を導入することとした場合

また一定の前提を置いて検討を進める上で、以下の（1）から（3）の事項について事実関係の把握や考え方の整理を行う。

- (1) 政府統計データの利活用に関するニーズの整理（平成 23 年 7 月まで）
二次的利用と既存の公表統計の両方を含めた政府統計データに対するニーズの整理（公表統計を二次的利用が補完する関係があるため、政府統計全体から整理）
- (2) 二次的利用の検討に当たっての原則等の整理（平成 23 年 7 月まで）
二次的利用を検討するに当たっての前提とする考え方、守るべき原則の整理

(3) 諸外国の実情把握（平成 24 年 3 月まで）

諸外国の取組の現在の実情は、どのようにになっているのか。（各国の取組について調査研究を実施）

検討は、上記 1-①～③のような内容を前提とした場合について、ニーズ、前提とする考え方、守るべき原則など上記（1）、（2）の整理内容を突き合わせ、整合性等を確認した後、1-①～③について別紙に掲載する論点を検討する。

なお、二次的利用（オーダーメード集計及び匿名データの作成・提供）に関する事項については、①平成 23 年度末までに一定の方向性及び現行法の下での対応可能な施策の取りまとめを行い、②平成 24 年度末までにあるべき姿・ビジョンも含めた最終取りまとめを行うこととする。

2. 今後の検討スケジュールについて

検討スケジュールについては、概ね以下に示す内容を目途として進める。

<前提の設定>

- ・諸外国の取組事例などを参考としつつ、検討のアプローチとして、上記 1-①～③のような具体的な場合を設定（平成 23 年 5 月まで）

↓

<検討>

- ・論点における方向性等の検討（平成 23 年 5 月から平成 24 年 3 月）

（平成 23 年 7 月からニーズ、前提とする考え方、守るべき原則などと突き合わせて確認）

↓

- ・現行法の下で対応可能な施策の結論【1 次報告書】（平成 24 年 3 月）

↓

- ・論点における更なる詳細検討（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）

↓

- ・二次的利用に関する検討の結論【2 次報告書】（平成 25 年 3 月）

↓
アーカイブ等の残された課題の検討

検討すべき論点

【オーダーメード集計、匿名データの提供】

<検討の視点>

- ◇ 利用目的を拡大した場合の提供サービスの在り方
(利用目的に応じたデータの内容の在り方等)
- ◇ 二次的利用(オーダーメード集計、匿名データの提供)の利用目的の拡大について
- ◇ 二次的利用の利用料金について
- ◇ 成果の公表の在り方について(現在の公表義務を解除するか、否か等)
- ◇ 二次的利用の手続きについて
- ◇ 秘匿等の技術について
- ◇ 二次的利用に対する国民の不安解消、理解増進の方策について

【調査票情報の提供(法第33条)】

- ◇ 利用手続きについて
- ◇ オンサイト利用の検討について
- ◇ 統計法第33条第2号における名簿利用について

【その他】

- ◇ データアーカイブの在り方について
- ◇ 公共情報の取扱について(学校に関する報告、電力会社の報告等)